

広島県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和四年六月二日までの間、縦覧に供する。

令和四年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三三四号

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧				
一五・三〇 一九・四〇	一一・七〇 一四・八〇			二五・〇〇	二五・〇〇
拓幅					

庄原市東城町川島字三草九二番地先から
庄原市東城町川島字三草九三番地先まで